

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表
 ○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;"><u>牛ウイルス性下痢診断用酵素抗体反応キット</u></p> <p><u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>に対する3種類のモノクローナル抗体をプレートに吸着させ、酵素抗体法により<u>牛ウイルス性下痢ウイルス抗原</u>を検出するためのキットである。</p> <p>（略）</p> <p>付記1 参照陽性抗原 <u>牛ウイルス性下痢ウイルス1型</u>を牛ウイルス性下痢ウイルス陰性の牛血清で希釈したもので、1.2 の試験を準用して試験を行うとき、その値が0.70 以上であって1.80 以下を示すもの。</p> <p>付記2 参照陰性抗原 <u>牛ウイルス性下痢ウイルス陰性</u>の牛血清であって、1.2 の試験を準用して試験を行うとき、その値が0.20 未満を示すもの。</p>	<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;"><u>牛ウイルス性下痢-粘膜病診断用酵素抗体反応キット</u></p> <p><u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>に対する3種類のモノクローナル抗体をプレートに吸着させ、酵素抗体法により<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス抗原</u>を検出するためのキットである。</p> <p>（略）</p> <p>付記1 参照陽性抗原 <u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス1型</u>を牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス陰性の牛血清で希釈したもので、1.2 の試験を準用して試験を行うとき、その値が0.70 以上であって1.80 以下を示すもの。</p> <p>付記2 参照陰性抗原 <u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス陰性</u>の牛血清であって、1.2 の試験を準用して試験を行うとき、その値が0.20 未満を示すもの。</p>